

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
有限会社嘉龙商店 代表取締役 木 内 崇 之
秋田県にかほ市象潟町字才ノ神18番地1
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
 - (1) 概要
次の店舗が取扱いを開始
 - (2) 対象となる店舗
ローソン 秋田新屋日吉町店
- 4 指定ごみ袋取扱店に指定した日
令和7年1月16日